

意見書

三重県公共事業評価審査委員会

1 経過

平成17年6月1日に開催した平成17年度第1回三重県公共事業評価審査委員会において、県より広域漁港整備事業3箇所及び地域水産物供給基盤整備事業1箇所及び漁港関連道整備事業1箇所の審査依頼を受けた。

この事業に関して、平成17年7月6日に開催した第2回三重県公共事業評価審査委員会において、県の担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 広域漁港整備事業

3番 しゅくたそ
宿田 曾

4番 あそうら
阿曾 浦

5番 なきり
波切

3番、5番については、平成6年度に事業着手し平成12年度に再評価を行いその後おおむね5年を経過して継続中の事業である。4番については、平成7年度に事業着手し平成12年度に再評価を行いその後おおむね5年を経過して継続中の事業である。

審査を行った結果、4番、5番については、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

ただし、3番については、波高分布計画の妥当性に疑問を持った。したがって、これを説明できる資料の提出を待って再審議とする。

(2) 地域水産物供給基盤整備事業

6番 かみしま
神島

6番については、平成6年度に事業着手し平成12年度に再評価を行いその後おおむね5年を経過して継続中の事業である。

審査を行った結果、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

(3) 漁港関連道整備事業

7番 あのり
安乗

7番については、平成13年度に事業着手しおおむね5年を経過して継続中の事業である。

審査を行った結果、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

(4) 総括意見

漁港整備は、波高分布計画の検証が重要である。したがって、今後は、波高分布の精度を検証する努力を強く求めるものである。

また、5番については、全体計画の変更前後における事業内容とこれにかかる便益の考え方がわかりにくかった。したがって、今後、漁港整備事業において全体計画を変更した場合は、全体計画内容の変更前後を明確にするとともに、各工種における便益の考え方を明確にするべきである。